〔５つの重点課題〕

①　損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じるほか、犯罪等による被害や刑事手続等による負担についての無理解等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者である（基本法前文）にもかかわらず、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償が受けられないことに対する不満が犯罪被害者等から寄せられている。さらに、現行の犯罪被害者等に対する経済的支援施策について、犯罪被害者等が負うこととなる様々な経済的負担からすると不十分であるとの指摘もある。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けた必要な検討を行うとともに、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等を十分に活用することも含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組等を行わなければならない。

②　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、生命・身体に重大な被害を受ける。また、当該犯罪等による直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるにとどまらず、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受ける。さらに、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠ける対応をされたことによっていわゆる二次的被害を受けることもある。このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

③　刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等にとって、事件の正当な解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の考量困難な種々の要請に応えるものでなければならないが、そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。

④　支援等のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかな支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体とともに構築していく必要がある。特に、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としている。そして、犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化する。また、犯罪被害者等が場所的に移動することなどにより、必要な支援の内容も変わり得る。

したがって、犯罪被害者等を中長期的に支援するという視点からの体制整備への取組が行われなければならない。

併せて、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の類型等を問わず、国民の誰もが早期に適切な支援を受けられるよう、政府による犯罪被害者等施策のほか、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による取組を含め、これらに関する国民の認知度も踏まえつつ、適切にその周知を推進していく必要がある。

⑤　国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。

したがって、様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない。

Ⅳ　推進体制

犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に行われるよう、第３次基本計画においても、第１次基本計画及び第２次基本計画と同様、基本法第７条及び第23条により求められる事項並びに犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して求められる事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

〔基本法により求められる事項〕

①　国の行政機関相互の連携・協力
②　地方公共団体との連携・協力
③　その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
④　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
⑤　施策策定過程の透明性の確保
⑥　施策の実施状況の検証・評価・監視等
⑦　フォローアップの実施
⑧　犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し

〔今後講じていく施策〕

⑴　国の行政機関相互の連携・協力

ア　犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行う。また、関係府省庁等の間での随時の連絡調整をより一層緊密に行い、各種施策と連携した犯罪被害者等施策の総合的な推進を図る。特に、犯罪被害者等施策の内閣府から国家公安委員会（警察庁）への移管に伴い、支障が生ずることがないよう、関係府省庁間において、より一層の連携・協力に努める。

イ　犯罪被害者等施策推進会議及び警察庁において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。

⑵　地方公共団体との連携・協力

警察庁において、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議（第４，１⑵）等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

⑶　その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

⑷　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

警察庁において、関係府省庁からの参加を得て、様々な民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、意見を受け付ける。

なお、聴取した意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。